

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月30日

千葉市長 殿



提出者

住 所 千葉市花見川区柏井町430

氏 名 千葉県企業局 柏井浄水場

場長 作山 雄一

電話番号 043-259-5531

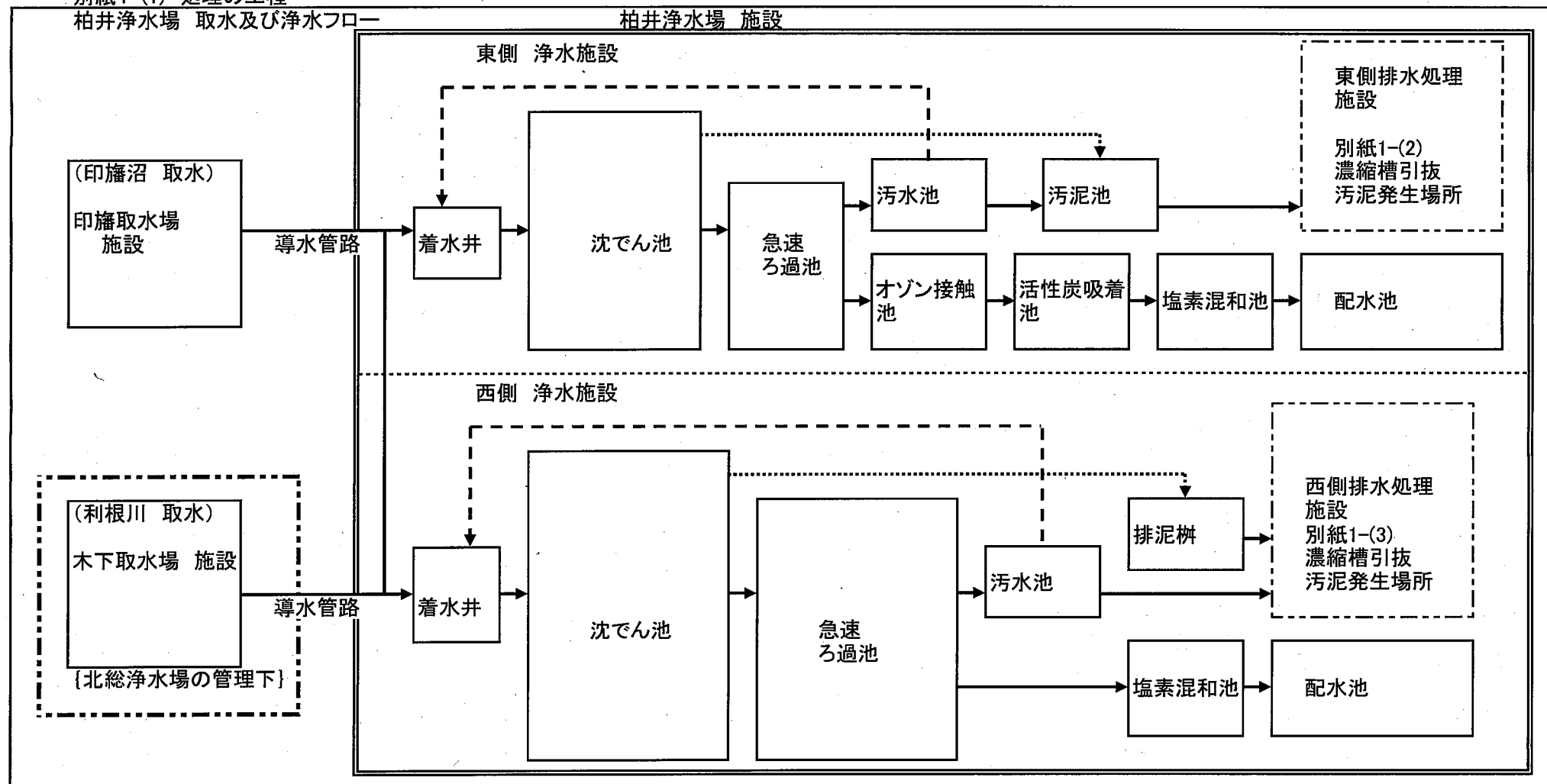
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	千葉県企業局 柏井浄水場
事業場の所在地	千葉市花見川区柏井町430
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類 電気・ガス・熱供給 中分類 水道業 小分類 上水道業
②事業の規模	上水 施設能力 530,000 m ³ /日 (東側浄水施設 170,000 m ³ /日・西側浄水施設 360,000 m ³ /日)
②従業員数	72人 (委託業者等を含まない)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1-(1)～1-(3)のとおり

(日本工業規格 A列4番)

別紙1-(1) 処理の工程
柏井浄水場 取水及び浄水フロー

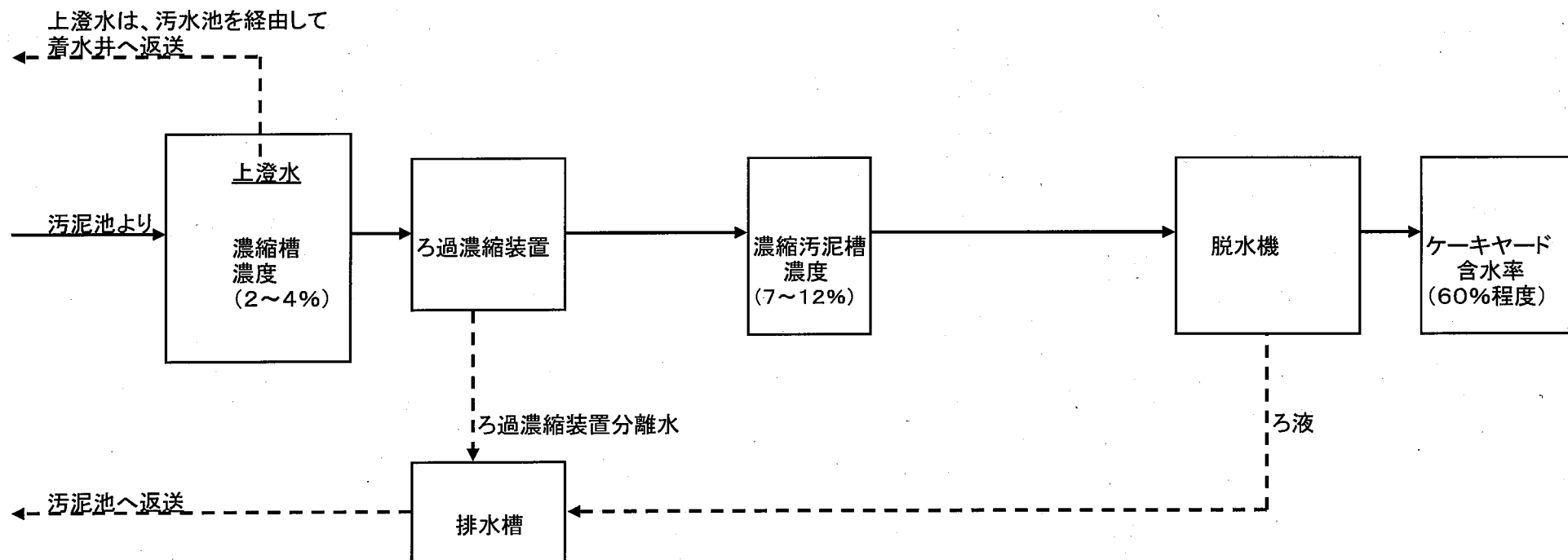
柏井浄水場 施設



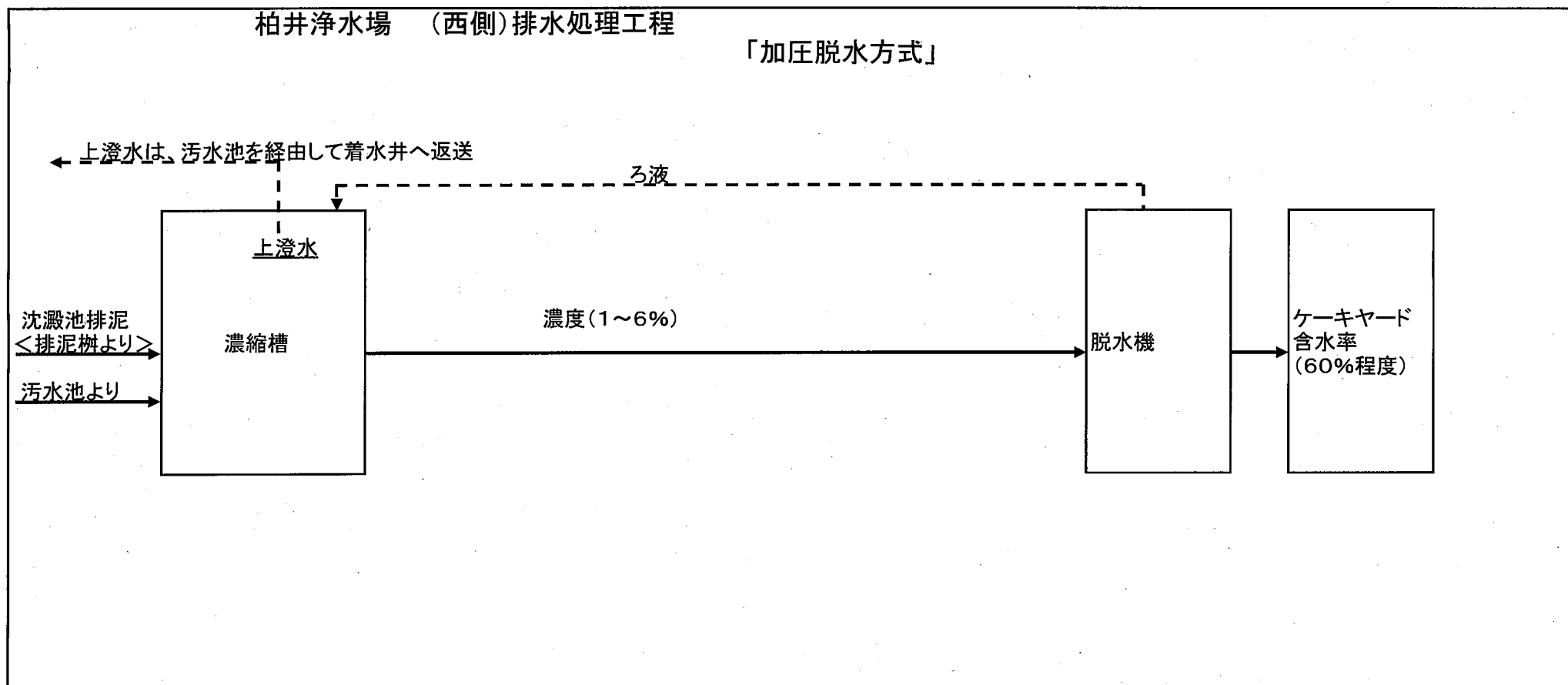
別紙1-(2) 処理の工程

柏井浄水場 (東側)排水処理工程

「加圧脱水方式」



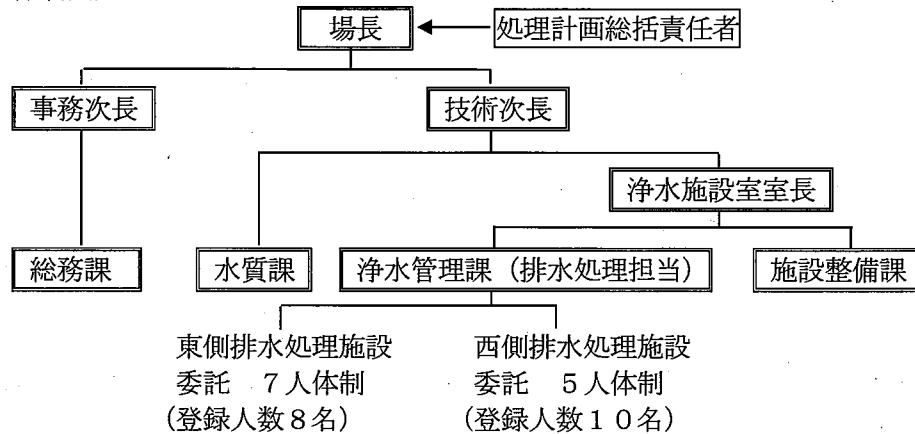
別紙1-(3) 処理の工程



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	272,403t	
	(これまでに実施した取組) 薬品注入の抑制及び汚泥の低含水率を実施し、減量化に努めた。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	295,771t	
	(今後実施する予定の取組) 前年度同様、薬品注入の抑制と汚泥の低含水率を目標に減量化を図っていく。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	
	(これまでに実施した取組) —		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	
	(今後実施する予定の取組) —		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	257,662 t	
	(これまでに実施した取組) 原水の植物プランクトンの増減により、凝集剤の使用量が大幅に左右されるが、発生土の含水率65%以下を目標に処理をして、減量化を図った。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	277,129 t	
	(今後実施する予定の取組) 天候等により、原水の植物プランクトンが変化し、凝集剤の使用量が大幅に増加することが予想されるが極力発生土の含水率を低減化し、減量化を図る。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	
	(これまでに実施した取組) —		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	処 理 委 託 量	14,741 t	
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	—	
	再生利用業者への処 理 委 託 量	14,741 t	
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	—	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	—	
	(これまでに実施した取組) セメントの原料として、再生利用した。		

(第5面)

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	18,642 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	—	
	再生利用業者への 処理委託量	18,642 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	—	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—	
	(今後実施する予定の取組) 前年度同様にセメントの原料として、再生利用を図っていく。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月30日

千葉市長 殿



提出者

住所 千葉市花見川区柏井町430

氏名 千葉県企業局 柏井浄水場

場長 作山 雄一

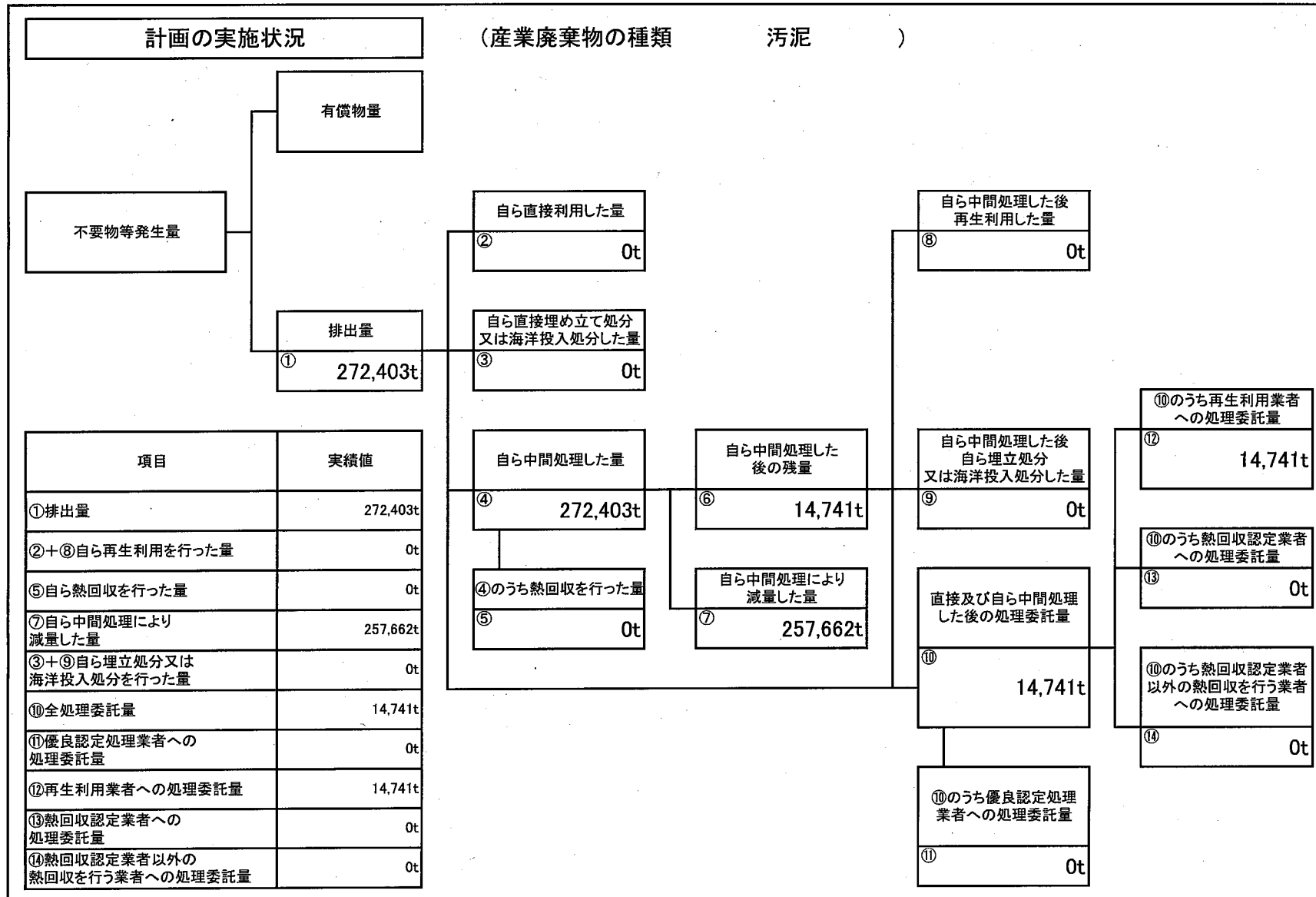
電話番号 043-259-5531

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	千葉県企業局 柏井浄水場		
事業場の所在地	千葉市花見川区柏井町430		
事業の種類	大分類 電気・ガス・熱供給 中分類 水道業 小分類 上水道業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	295,108 t	全処理委託量	18,415 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	18,415 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	276,693 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 27日

千葉市長 神谷 俊一 殿



提出者
住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
氏 名 東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金子 禎則
電話番号 .(03) 6373-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東京電力パワーグリッド株式会社 蘇我資材置場
事業場の所在地	千葉県千葉市中央区蘇我町2-1372-1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：電気・ガス・熱供給・水道業 中分類：電気業 小分類：電気業
②事業の規模	資本金の額または出資の総額 80,000百万円
③従業員数	20,449人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	撤去倉入 → PCB汚染物 → 委託処理 → 焼却

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

経営責任者

代表取締役社長

処理計画最高責任者

調達室 室長

処理計画総括責任者

資材環境G グループ マネージャー

廃棄物担当者

資材環境G メンバー

事業場

蘇我資材置場

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	微量PCB汚染物	
	排 出 量	707.6 t	t
	(これまでに実施した取組) PCB含入絶縁油使用の廃止		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	微量PCB汚染物	
	排 出 量	300 t	t
	(今後実施する予定の取組) PCB含入絶縁油使用の廃止の継続実施		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 電気絶縁油の分析による分別の徹底
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 電気絶縁油の分析による分別の徹底の継続実施

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	微量PCB汚染物	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	微量PCB汚染物	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	微量PCB汚染物	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	微量PCB汚染物	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	微量PCB汚染物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	微量PCB汚染物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	微量PCB汚染物	
	全処理委託量	707.6 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	707.6 t	t
	再生利用業者への処理委託量	707.6 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組) 焼却による処分		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	微量PCB汚染物	
	全処理委託量	300 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	300 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	300 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 焼却による処分		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		0 t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストによる排出処理を継続実施（微量PCB）		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 6月 27日

千葉市長 神谷 俊一 殿



提出者

住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

氏 名 東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎則

電話番号 (03)6373-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東京電力パワーグリッド株式会社 蘇我資材置場		
事業場の所在地	千葉県千葉市中央区蘇我町2-1372-1		
事業の種類	大分類:電気・ガス・熱供給・水道業 中分類:電気業 小分類:電気業		
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	360 t	全処理委託量	360 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	360 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	360 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度	0 t
		前年度	0 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
全て電子マニフェストを使用(微量PCB)			
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

計画の実施状況		(特別管理産業廃棄物の種類: 微量PCB汚染物)																							
不要物等発生量 有償物量		自ら直接再生利用した量 ② 自ら中間処理した後 再生利用した量 ⑧																							
		自ら直接埋立処分した量 ③ 自ら中間処理した後の残さ量 ⑥																							
排出量 ① 707.6t		自ら中間処理した量 ④ 自ら中間処理した後の残さ量 ⑥																							
		④のうち熱回収を行った量 ⑤ 自ら中間処理により 減量した量 ⑦																							
		自ら中間処理した後 自ら埋立処分 又は海洋投入処分した量 ⑨ 直接及び自ら中間処理 した後の処理委託量 ⑩ 707.6t																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①排出量</td> <td style="text-align: right;">707.6t</td> </tr> <tr> <td>②+⑧自ら再生利用を行った量</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>⑤自ら熱回収を行った量</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>⑦自ら中間処理により 減量した量</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>⑩全処理委託量</td> <td style="text-align: right;">707.6t</td> </tr> <tr> <td>⑪優良認定処理業者への 処理委託量</td> <td style="text-align: right;">707.6t</td> </tr> <tr> <td>⑫再生利用業者への処理委託量</td> <td style="text-align: right;">707.6t</td> </tr> <tr> <td>⑬熱回収認定業者への 処理委託量</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処理委託量</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </tbody> </table>		項目	実績値	①排出量	707.6t	②+⑧自ら再生利用を行った量	0	⑤自ら熱回収を行った量	0	⑦自ら中間処理により 減量した量	0	③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0	⑩全処理委託量	707.6t	⑪優良認定処理業者への 処理委託量	707.6t	⑫再生利用業者への処理委託量	707.6t	⑬熱回収認定業者への 処理委託量	0	⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処理委託量	0	⑩のうち再生利用業者 への処理委託量 ⑫ 707.6t ⑩のうち熱回収認定業者 への処理委託量 ⑬	
		項目	実績値																						
		①排出量	707.6t																						
		②+⑧自ら再生利用を行った量	0																						
⑤自ら熱回収を行った量	0																								
⑦自ら中間処理により 減量した量	0																								
③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0																								
⑩全処理委託量	707.6t																								
⑪優良認定処理業者への 処理委託量	707.6t																								
⑫再生利用業者への処理委託量	707.6t																								
⑬熱回収認定業者への 処理委託量	0																								
⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処理委託量	0																								
⑩のうち優良認定処理 業者への処理委託量 ⑪ 707.6t ⑩のうち熱回収認定業者 以外の熱回収を行う業者 への処理委託量 ⑭																									

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 6月 27日

千葉市長 神谷 俊一 殿



提出者

住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

氏 名 東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎則

電話番号 (03)6373-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東京電力パワーグリッド株式会社 千葉資材置場		
事業場の所在地	千葉県千葉市若葉区桜木1-21-2		
事業の種類	大分類:電気・ガス・熱供給・水道業 中分類:電気業 小分類:電気業		
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	30 t	全処理委託量	30 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	30 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	30 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	0 t	
	前年度	0 t	
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
全て電子マニフェストを使用(微量PCB)			
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

計画の実施状況		(特別管理産業廃棄物の種類: 微量PCB汚染物)																							
不要物等発生量 有償物量		自ら直接再生利用した量 ② 自ら中間処理した後 再生利用した量 ⑧																							
		排出量 ① 11.5t 自ら直接埋立処分した量 ③																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 70%;">実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①排出量</td> <td>11.5t</td> </tr> <tr> <td>②+⑧自ら再生利用を行った量</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑤自ら熱回収を行った量</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑦自ら中間処理により減量した量</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑩全処理委託量</td> <td>11.5t</td> </tr> <tr> <td>⑪優良認定処理業者への処理委託量</td> <td>11.5t</td> </tr> <tr> <td>⑫再生利用業者への処理委託量</td> <td>11.5t</td> </tr> <tr> <td>⑬熱回収認定業者への処理委託量</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		項目	実績値	①排出量	11.5t	②+⑧自ら再生利用を行った量	0	⑤自ら熱回収を行った量	0	⑦自ら中間処理により減量した量	0	③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	⑩全処理委託量	11.5t	⑪優良認定処理業者への処理委託量	11.5t	⑫再生利用業者への処理委託量	11.5t	⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	自ら中間処理した量 ④ 自ら中間処理した後の残さ量 ⑥	
		項目	実績値																						
①排出量	11.5t																								
②+⑧自ら再生利用を行った量	0																								
⑤自ら熱回収を行った量	0																								
⑦自ら中間処理により減量した量	0																								
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0																								
⑩全処理委託量	11.5t																								
⑪優良認定処理業者への処理委託量	11.5t																								
⑫再生利用業者への処理委託量	11.5t																								
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0																								
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0																								
④のうち熱回収を行った量 ⑤ 自ら中間処理により減量した量 ⑦		自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 ⑨ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量 ⑫ 11.5t																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">⑩全処理委託量</td> <td style="width: 70%;">11.5t</td> </tr> <tr> <td>⑪優良認定処理業者への処理委託量</td> <td>11.5t</td> </tr> <tr> <td>⑫再生利用業者への処理委託量</td> <td>11.5t</td> </tr> <tr> <td>⑬熱回収認定業者への処理委託量</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		⑩全処理委託量	11.5t	⑪優良認定処理業者への処理委託量	11.5t	⑫再生利用業者への処理委託量	11.5t	⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 ⑩ 11.5t ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量 ⑬													
		⑩全処理委託量	11.5t																						
⑪優良認定処理業者への処理委託量	11.5t																								
⑫再生利用業者への処理委託量	11.5t																								
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0																								
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0																								
⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量 ⑪ 11.5t ⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 ⑭																									

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 23 日

千葉市長

殿



提出者

住 所 千葉県千葉市中央区富士見2-9-5
東京電力パワーグリッド株式会社氏 名 千葉総支社長 石部 晴久
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 043-370-2115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	出洲変電所
事業場の所在地	千葉県千葉市美浜区新港59
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：電気・ガス・熱供給・水道業 中分類：電気事業 小分類：電気事業
② 事業の規模	発電量 0kW
③ 従業員数	761人（正社員626人、常勤関係職員135人）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃PCB等 PCB汚染物 → 委託処理 → 焼却

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

経営責任者 処理計画最高責任者

千葉総支社 総支社長



処理計画総括責任者

千葉総支社 千葉制御所 変電保守Gマネージャー



廃棄物担当者

千葉総支社 千葉制御所 変電保守Gメンバー



事業場

出洲変電所

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	排出量	56.573 t	t
	(これまでに実施した取組) PCB含有絶縁油使用の廃止		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	排出量	0.01 t	t
	(今後実施する予定の取組) PCB含有絶縁油使用の廃止の継続実施		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 電気絶縁油の分析による分別の徹底
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 電気絶縁油の分析による分別の徹底の継続実施

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	全処理委託量	56.573 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	56.573 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 無害化処理後、各部材毎に分別し焼却		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	全処理委託量	0.01t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.01t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0t	t
	(今後実施する予定の取組) 無害化処理後、各部材毎に分別し焼却		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	0t	
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストによる搬出処理を継続実施（微量PCB）		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 27 日

千葉市長 神谷 俊一 殿



提出者

住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

氏 名 東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎則

電話番号 (03) 6373-1111

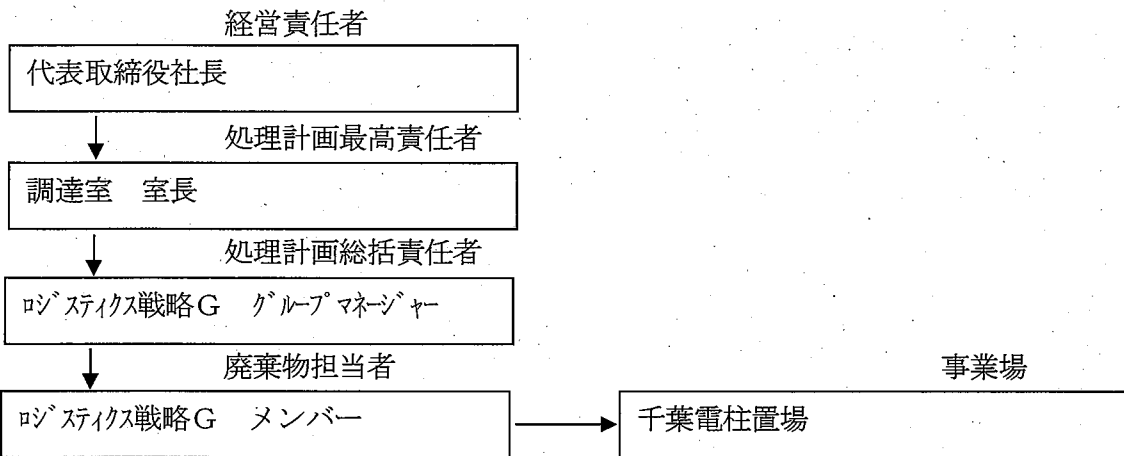
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東京電力パワーグリッド株式会社 千葉電柱置場
事業場の所在地	千葉県千葉市中央区蘇我町2-1372-3
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：電気・ガス・熱供給・水道業 中分類：電気業 小分類：電気業
②事業の規模	資本金の額または出資の総額 80,000百万円
③従業員数	20,449人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	撤去倉入 → がれき類 → 委託処理 → 再資源化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	排 出 量	1, 3 9 7 . 4 t	t
	(これまでに実施した取組) 良否判別の的確化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	排 出 量	1, 3 0 0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 良否判別の的確化の継続実施		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 性状分別の徹底
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 性状分別の徹底の継続実施

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全 処 理 委 託 量	1, 3 9 7. 4 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	1, 3 9 7. 4 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	1, 3 9 7. 4 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0. 0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0. 0 t	t
	(これまでに実施した取組) 良否判別（不用品）により発生した廃コンクリート電柱の再資源化		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全 処 理 委 託 量	1, 3 0 0 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1, 3 0 0 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1, 3 0 0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 1 0 0 %再資源化実施		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 6月 27日

千葉市長 神谷 俊一 殿



提出者

住所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

氏名 東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎則

電話番号 (03) 6373-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東京電力パワーグリッド株式会社 千葉電柱置場
事業場の所在地	千葉県千葉市中央区蘇我町2-1372-3
事業の種類	大分類：電気・ガス・熱供給・水道業 中分類：電気業 小分類：電気業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

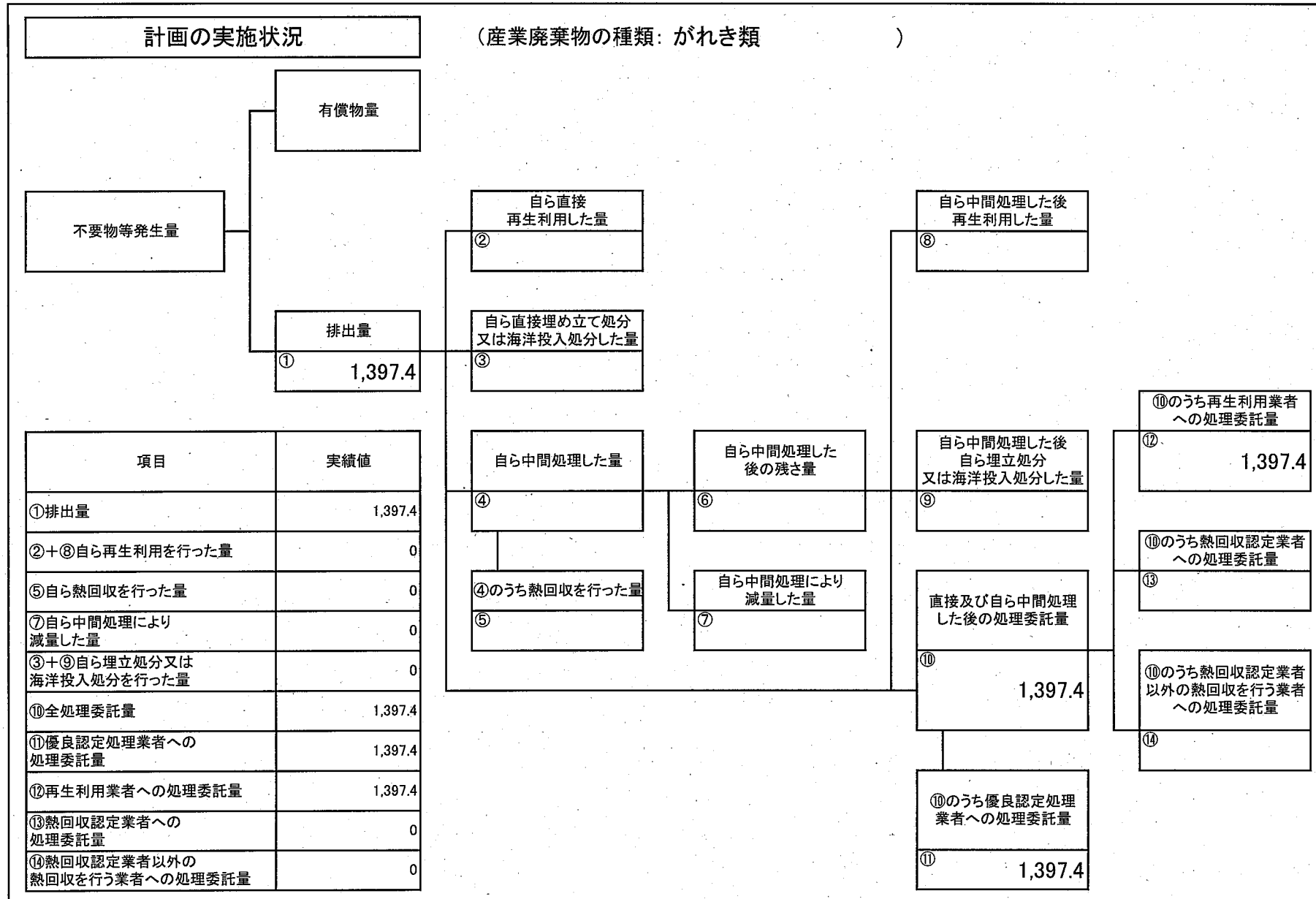
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1,400 t	全処理委託量	1,400 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	1,400 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	1,400 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

※事務処理欄

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 5 月 2 0 日

千葉市長

殿



提出者

住 所 千葉市中央区千葉港1番1号

氏 名 千葉市長 神谷 俊一

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

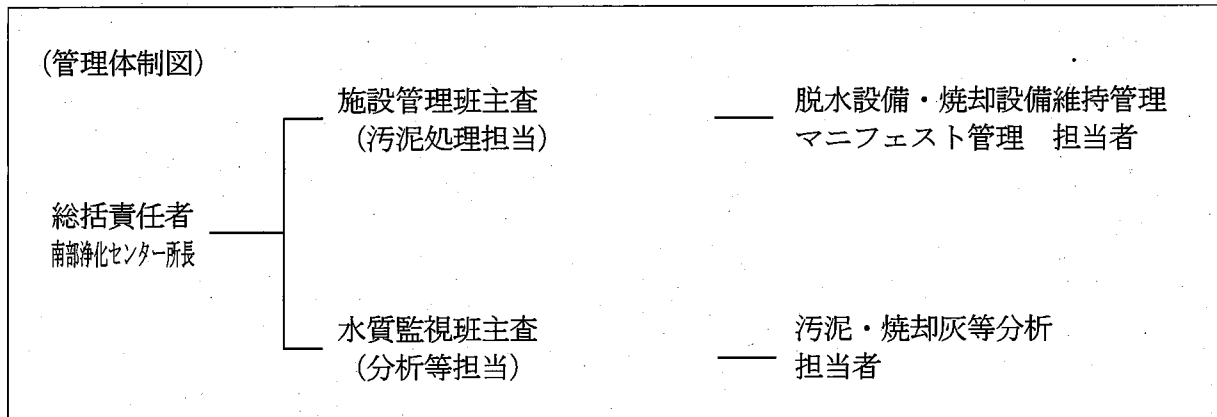
電話番号 043-245-5111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	千葉市南部浄化センター
事業場の所在地	千葉市中央区村田町893番地（電話番号 043-265-1357）
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	水道業（下水道）
② 事業の規模	現有水処理能力 255,800 m3/日
③ 従業員数	自社14人、委託会社78人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	別紙2のとおり	t
	(これまでに実施した取組) 処理場流入下水汚泥（脱水汚泥）の全量を焼却し減量化を図る。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	別紙2のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 前年度同様、処理場流入下水汚泥（脱水汚泥）の全量焼却を目標とし、減量化を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類別に分別している。 (汚泥（ばいじん）、汚泥（脱硫剤）、汚泥（沈砂）、廃プラスチック類（し渣）、廃プラスチック類（廃材）、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類別に分別を実施する。 (汚泥（ばいじん）、汚泥（脱硫剤）、汚泥（沈砂）、廃プラスチック類（し渣）、燃えがら、廃プラスチック類（廃材）、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙2のとおり	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまで実施した取組) 脱水機による減量、更に焼却による減量化及び沈砂洗浄による減量化を実施した。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙2のとおり	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組) 前年同様、脱水機による減量、更に焼却による減量化及び沈砂洗浄による減量化を図る。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	別紙2のとおり		
	(これまでに実施した取組) ・汚泥（ばいじん） 管理型最終処分場に搬出、再生利用業者への処分委託 ・汚泥（脱硫剤）、汚泥（沈砂） 管理型最終処分場に搬出 ・廃プラスチック類（し渣） 再生利用業者への処分委託 ・廃プラスチック類（廃材）、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず 中間処理業者への処分委託		

(第5面)

② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	全 処 理 委 託 量		別紙2のとおり	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量			t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量			t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量			t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量			t
	(今後実施する予定の取組) ・汚泥 (ばいじん) 管理型最終処分場に搬出、再生利用業者への処分委託 ・汚泥 (脱硫剤)、汚泥 (沈砂)、燃えがら 管理型最終処分場に搬出 ・廃プラスチック類 (し渣)、廃プラスチック類 (廃材)、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず 中間処理業者への処分委託			
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

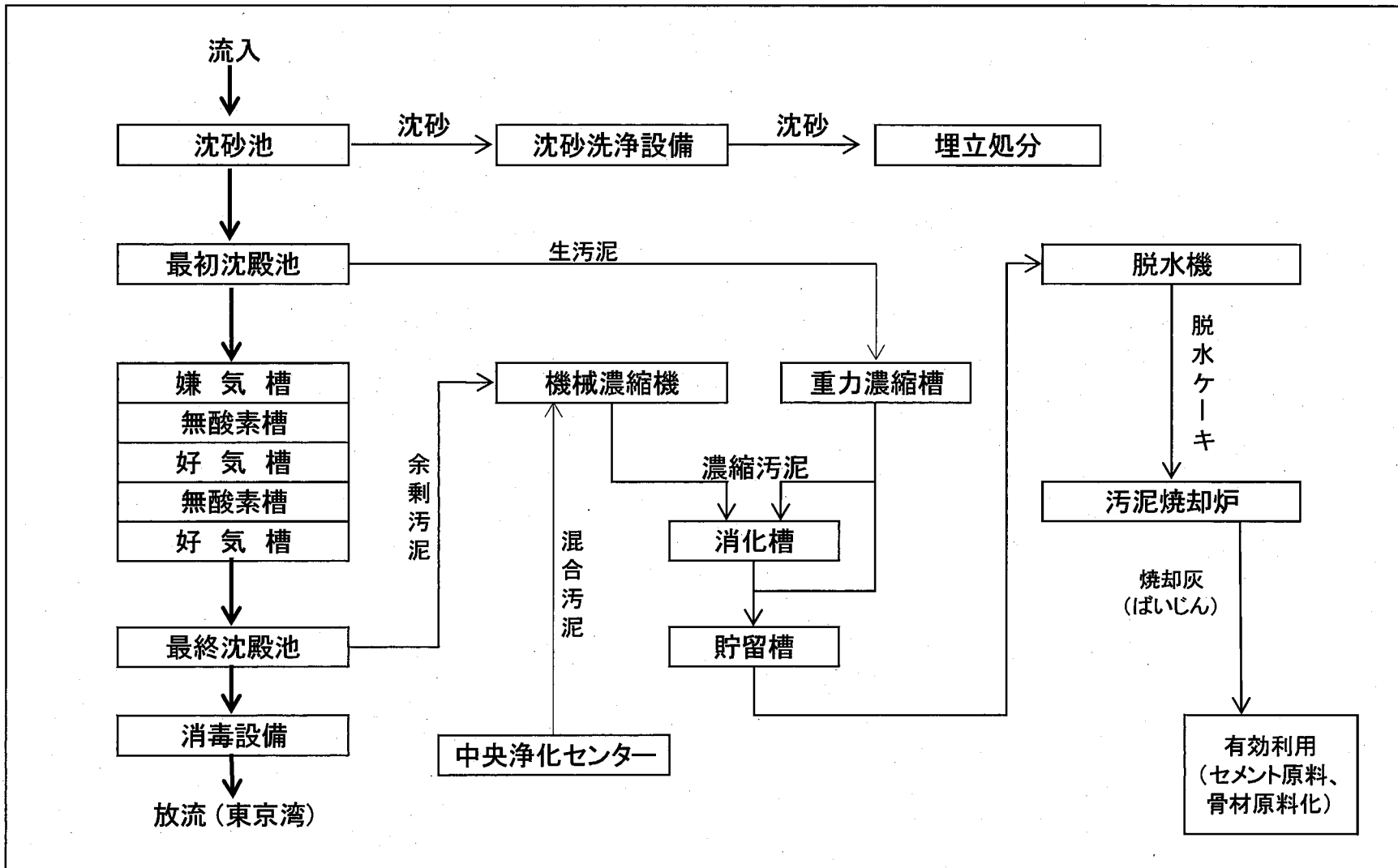
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 産業廃棄物の一連の処理の工程



別紙 2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥（ばいじん）	汚泥（脱硫剤）	汚泥（沈砂）	廃プラスチック類（し渣）	燃えがら	廃プラスチック類（廃材）	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	排 出 量	421,862 t	97 t	1,262 t	36 t	t	1 t	t	1 t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥（ばいじん）	汚泥（脱硫剤）	汚泥（沈砂）	廃プラスチック類（し渣）	燃えがら	廃プラスチック類（廃材）	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	排 出 量	422,000 t	125 t	2,200 t	71 t	24 t	8 t	5 t	3 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥（ばいじん）	汚泥（脱硫剤）	汚泥（沈砂）	廃プラスチック類（し渣）	燃えがら	廃プラスチック類（廃材）	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	420,196 t	t	889 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥（ばいじん）	汚泥（脱硫剤）	汚泥（沈砂）	廃プラスチック類（し渣）	燃えがら	廃プラスチック類（廃材）	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の種類	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	420,400 t	t	1,700 t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥（ばいじん）	汚泥（脱硫剤）	汚泥（沈砂）	廃プラスチック類（し渣）	燃えがら	廃プラスチック類（廃材）	金属くず [※]	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	全処理委託量	1,667 t	97 t	373 t	36 t	t	1 t	t	1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,667 t	t	t	36 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥（ばいじん）	汚泥（脱硫剤）	汚泥（沈砂）	廃プラスチック類（し渣）	燃えがら	廃プラスチック類（廃材）	金属くず [※]	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	全処理委託量	1,600 t	125 t	500 t	71 t	24 t	8 t	5 t	3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,600 t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t

（第1面）

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 5月20日

千葉市長 殿



提出者
住所 千葉市中央区千葉港1番1号
氏名 千葉市長 神谷 俊一
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 043-245-5111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	千葉市南部浄化センター
事業場の所在地	千葉市中央区村田町893番地（電話番号 043-265-1357）
事業の種類	水道業（下水道）
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	454,447 t	全処理委託量	2,497 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	1,450 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	451,950 t	認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

※事務処理欄

(第2面)

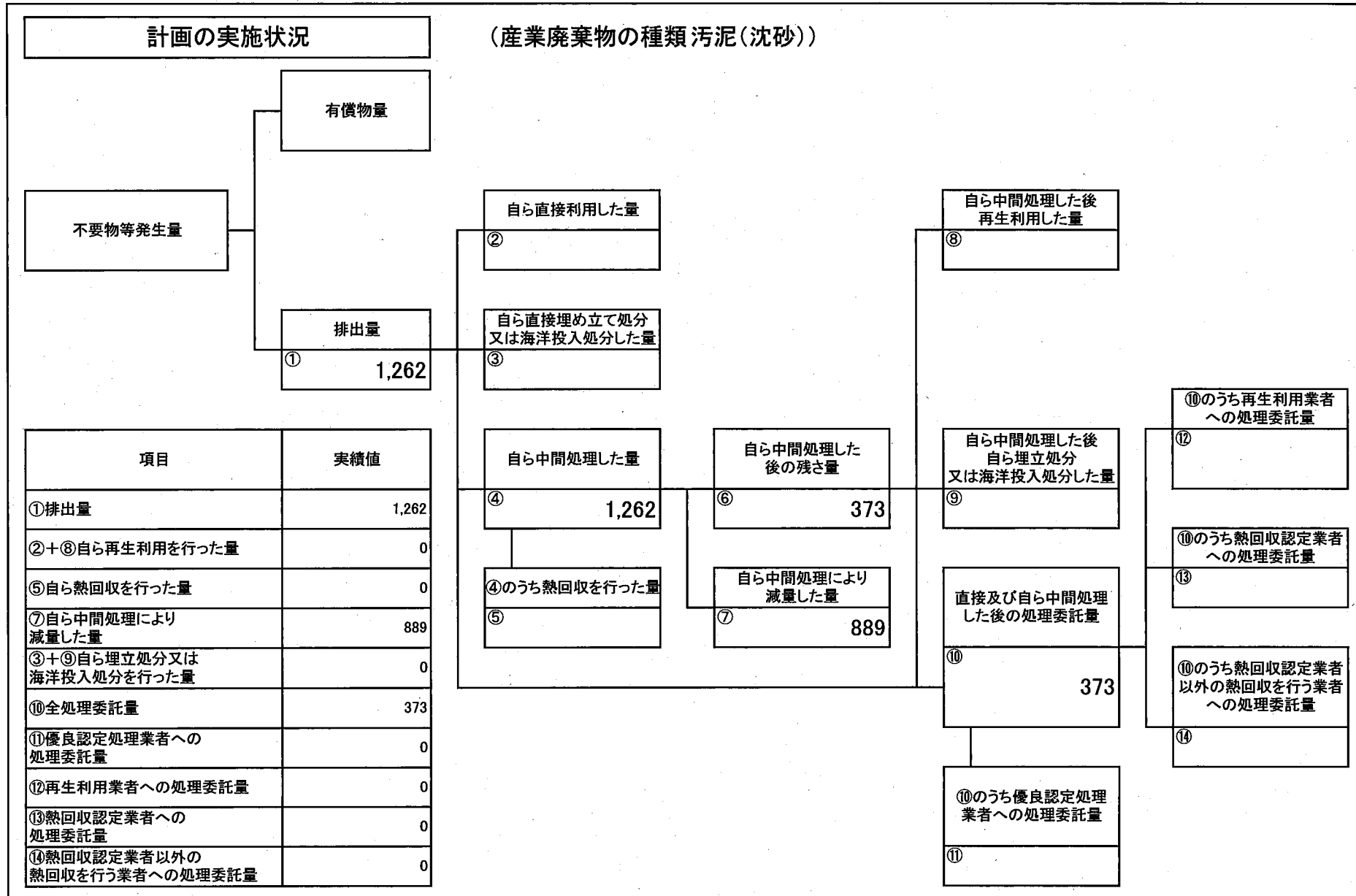
計画の実施状況		(産業廃棄物の種類 汚泥(ばいじん))			
有償物量 不要物等発生量 排出量 ① 421,862		自ら直接利用した量 ② 自ら直接埋め立て処分又は海洋投入処分した量 ③ 自ら中間処理した量 ④ 421,862 ④のうち熱回収を行った量 ⑤	自ら中間処理した後の残さ量 ⑥ 1,667 自ら中間処理により減量した量 ⑦ 420,196	自ら中間処理した後再生利用した量 ⑧ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 ⑨ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 ⑩ 1,667 ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量 ⑪	⑩のうち再生利用業者への処理委託量 ⑫ 1,667 ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量 ⑬ ⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 ⑭
項目	実績値				
①排出量	421,862				
②+⑧自ら再生利用を行った量	0				
⑤自ら熱回収を行った量	0				
⑦自ら中間処理により減量した量	420,196				
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0				
⑩全処理委託量	1,667				
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0				
⑫再生利用業者への処理委託量	1,667				
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0				
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0				

(第2面)

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類 汚泥(脱硫剤))			
不要物等発生量 有償物量		排出量			
		① 97			
		自ら直接利用した量		自ら中間処理した後 再生利用した量	
		②		⑧	
		自ら直接埋め立て処分 又は海洋投入処分した量			
		③			
		自ら中間処理した量		自ら中間処理した後 自ら埋立処分 又は海洋投入処分した量	
		④		⑥	
		④のうち熱回収を行った量		自ら中間処理により 減量した量	
		⑤		⑦	
				直接及び自ら中間処理 した後の処理委託量	
				⑩ 97	
				⑩のうち優良認定処理 業者への処理委託量	
				⑪	
				⑩のうち再生利用業者 への処理委託量	
				⑫	
				⑩のうち熱回収認定業者 への処理委託量	
				⑬	
				⑩のうち熱回収認定業者 以外の熱回収を行う業者 への処理委託量	
				⑭	

項目	実績値
①排出量	97
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により 減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	97
⑪優良認定処理業者への 処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への 処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処理委託量	0

(第2面)



(第2面)

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(し渣))			
有償物量 不要物等発生量		排出量			
		① 36			
自ら直接利用した量 ②		自ら直接埋め立て処分 又は海洋投入処分した量			
		③			
自ら中間処理した量 ④		自ら中間処理した 後の残さ量		自ら中間処理した後 再生利用した量	
		⑥		⑧	
④のうち熱回収を行った量 ⑤		自ら中間処理により 減量した量		自ら中間処理した後 自ら埋立処分 又は海洋投入処分した量	
		⑦		⑨	
直接及び自ら中間処理 した後の処理委託量 ⑩ 36		⑩のうち再生利用業者 への処理委託量			
		⑫ 36			
⑩のうち熱回収認定業者 への処理委託量 ⑬		⑩のうち熱回収認定業者 以外の熱回収を行う業者 への処理委託量			
		⑭			
⑩のうち優良認定処理 業者への処理委託量 ⑪					

項目	実績値
①排出量	36
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により 減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	36
⑪優良認定処理業者への 処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	36
⑬熱回収認定業者への 処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処理委託量	0

(第2面)

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(廃材))			
不要物等発生量		有償物量			
排出量		① 1			
②		自ら直接利用した量			
③		自ら直接埋め立て処分 又は海洋投入処分した量			
④		自ら中間処理した量			
⑤		④のうち熱回収を行った量			
⑥		自ら中間処理した後の残さ量			
⑦		自ら中間処理により減量した量			
⑧		自ら中間処理した後 再生利用した量			
⑨		自ら中間処理した後 自ら埋立処分 又は海洋投入処分した量			
⑩		直接及び自ら中間処理 した後の処理委託量			
⑪		⑩のうち優良認定処理 業者への処理委託量			
⑫		⑩のうち再生利用業者 への処理委託量			
⑬		⑩のうち熱回収認定業者 への処理委託量			
⑭		⑩のうち熱回収認定業者 以外の熱回収を行う業者 への処理委託量			

項目	実績値
①排出量	1
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	1
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

(第2面)

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類 ガラス・陶磁器・コンクリートくず)																									
不要物等発生量 有償物量		自ら直接利用した量 ② 自ら中間処理した後 再生利用した量 ⑧																									
		自ら直接埋め立て処分 又は海洋投入処分した量 ③ 自ら中間処理した後 自ら埋立処分 又は海洋投入処分した量 ⑨																									
排出量 ① 1		自ら中間処理した量 ④ 自ら中間処理した 後の残さ量 ⑥																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①排出量</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>②+⑧自ら再生利用を行った量</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>⑤自ら熱回収を行った量</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>⑦自ら中間処理により 減量した量</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>⑩全処理委託量</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>⑪優良認定処理業者への 処理委託量</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>⑫再生利用業者への処理委託量</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>⑬熱回収認定業者への 処理委託量</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処理委託量</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> </tbody> </table>		項目	実績値	①排出量	1	②+⑧自ら再生利用を行った量	0	⑤自ら熱回収を行った量	0	⑦自ら中間処理により 減量した量	0	③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0	⑩全処理委託量	1	⑪優良認定処理業者への 処理委託量	0	⑫再生利用業者への処理委託量	0	⑬熱回収認定業者への 処理委託量	0	⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処理委託量	0	④のうち熱回収を行った量 ⑤ 自ら中間処理により 減量した量 ⑦			
		項目	実績値																								
①排出量	1																										
②+⑧自ら再生利用を行った量	0																										
⑤自ら熱回収を行った量	0																										
⑦自ら中間処理により 減量した量	0																										
③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0																										
⑩全処理委託量	1																										
⑪優良認定処理業者への 処理委託量	0																										
⑫再生利用業者への処理委託量	0																										
⑬熱回収認定業者への 処理委託量	0																										
⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処理委託量	0																										
直接及び自ら中間処理 した後の処理委託量 ⑩ 1 ⑩のうち再生利用業者 への処理委託量 ⑫																											
⑩のうち優良認定処理 業者への処理委託量 ⑪ ⑩のうち熱回収認定業者 への処理委託量 ⑬																											
⑩のうち熱回収認定業者 以外の熱回収を行う業者 への処理委託量 ⑭																											

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 6 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

印下第118号

令和7年5月19日

千葉市長 神谷 俊一 様



提出者

住 所 千葉市美浜区磯辺8-24-1

氏 名 千葉県印旛沼下水道事務所

所 長 三室 賢治

電話番号 043-279-1231

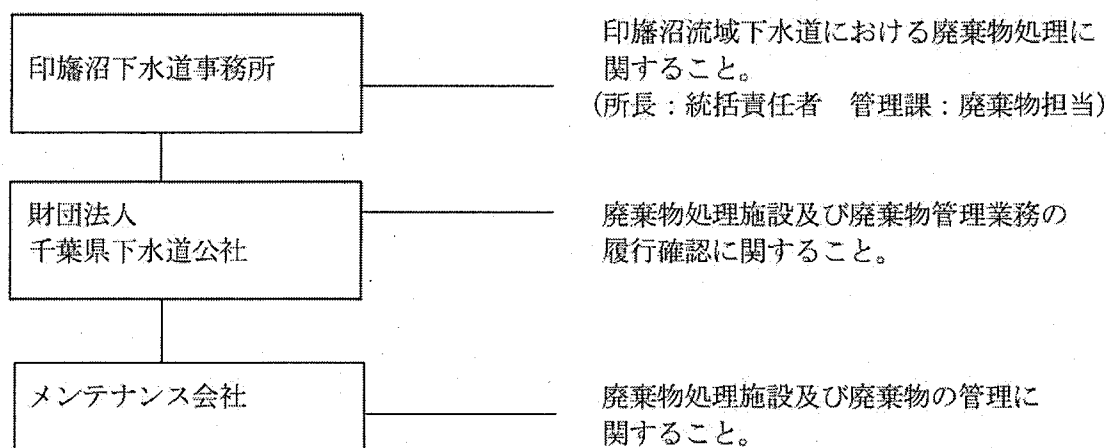
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	印旛沼流域下水道花見川終末処理場
事業場の所在地	千葉市美浜区磯辺8-24-1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類 電気・ガス・熱供給・水道業 中分類 水道業 小分類 下水道業
②事業の規模	前年度の汚水処理量 92,985,410m ³
③従業員数	130名 (内訳 事務所26名、公社7名、メンテナンス会社97名)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	排出量	543,565 t	192 t
	↑汚泥=BP脱水機投入汚泥量543,400+しさ・沈砂165.16 =543,565.16 燃え殻=廃珪砂搬出量=192.31		
	(これまでに実施した取組) ・下水道の整備、普及に伴い、前年度より流入汚水量の増量が見込まれ、排出抑制は難しい。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
		汚泥 (しさ・沈砂)	
	排出量	587,400 t	230 t
	↑汚泥=BP脱水機投入汚泥量587,400 汚泥(しさ・沈砂)=150 燃え殻=廃珪砂=230		
	(今後実施する予定の取組) ・汚水の流入の制限はできないため、排出抑制も困難である。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物を種類ごとに分別し、発生した廃棄物の速やかな搬出を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引き続き、廃棄物の種類、性状に応じた分別に取り組む。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・ 自社での再生利用はなし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 今後も自社での再生利用計画はなし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	538,779 t	0 t
	$\uparrow$ 減量分=発生汚泥量-（発生灰量+直接再利用委託脱水汚泥量） 汚泥発生量(BP脱水機投入汚泥量543,400) - (焼却灰量(湿灰) 2,161.17+脱水汚泥直接再利用委託量2,459.58)=538,779.25 (これまでに実施した取組) ・ 脱水及び焼却による発生汚泥の減量化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	582,100 t	0 t
	$\uparrow$ 減量分=発生汚泥量-発生灰量-脱水汚泥搬出量(再生利用) 汚泥発生量(BP脱水機投入汚泥量587,400) - 焼却灰量(湿灰) 2,600 - 脱水汚泥搬出量(再生利用) 2,700 =582,100 (今後実施する予定の取組) ・ 脱水及び焼却による発生汚泥の減量化を継続する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・埋立処分場を所有していない。 ・自社での埋立及び海洋投入処分実績なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も引き続き、埋立処分及び海洋投入処分の予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（焼却灰委託量+直接再生利用脱水汚泥量）	燃え殻
	全処理委託量	4,786 t	192 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	4,193 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	↑汚泥委託量=焼却灰搬出量(埋立+再生利用=)+脱水汚泥直接再利用委託量+直接処理(しさ・沈砂)=2,161.17+2,459.58+165.16=4,785.91 燃え殻委託量：灰珪砂搬出量=192.31 再生利用業者への委託量=焼却灰委託量1,733.89+脱水汚泥委託量2,459.58=4,193.47		
	（これまでに実施した取組） ・再生利用業者の受入可能量全量を再資源化した。		

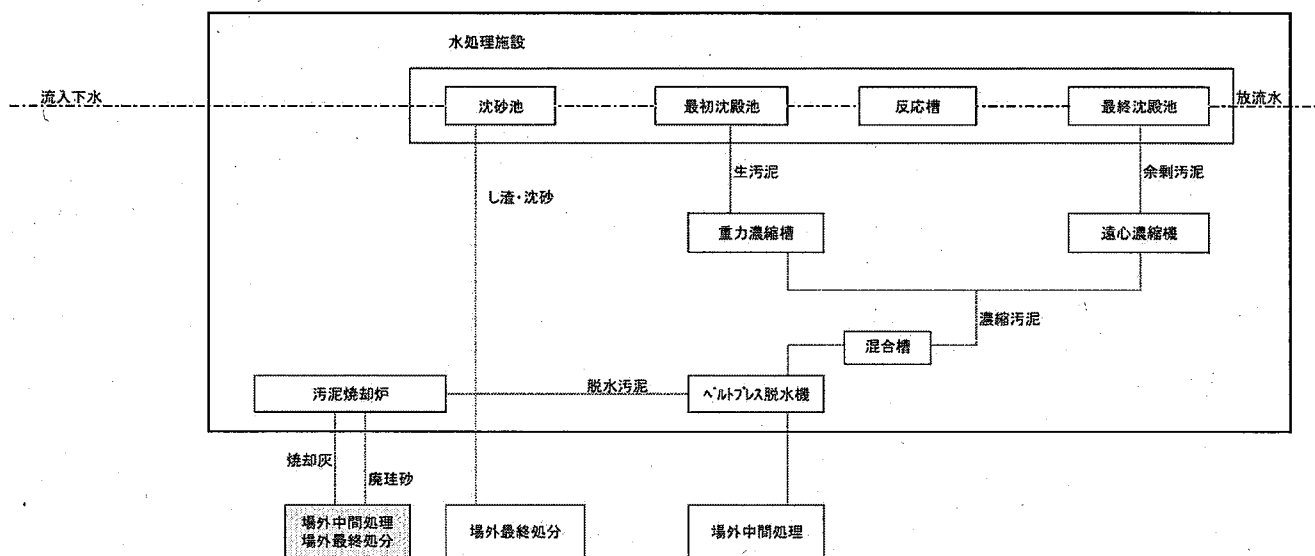
(第5面)

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	汚泥	燃え殻
		焼却灰委託量+脱水汚泥搬出量(再生利用)	しさ・沈砂	
	全処理委託量	5,300t	150t	230t
	優良認定処理業者への処理委託量	0t		0t
	再生利用業者への処理委託量	4,520t		0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t		0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t		0t
	↑汚泥委託量：焼却灰搬出量(埋立780+再生利用1,820)2,600+脱水汚泥搬出量(再生利用)2,700=5,300 汚泥しさ・沈砂委託量=150 燃え殻委託量：廃珪砂搬出量=230			
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用業者の受入可能量が増えれば、再資源化の推進を図るため、ばいじん、燃え殻を原料として利用している処理業者へ委託量を増やす。			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

花見川終末処理場



(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

印下第118号

令和7年5月19日

千葉市長 神谷 俊一 様



提出者

住 所 千葉市美浜区磯辺8-24-1

氏 名 千葉県印旛沼下水道事務所

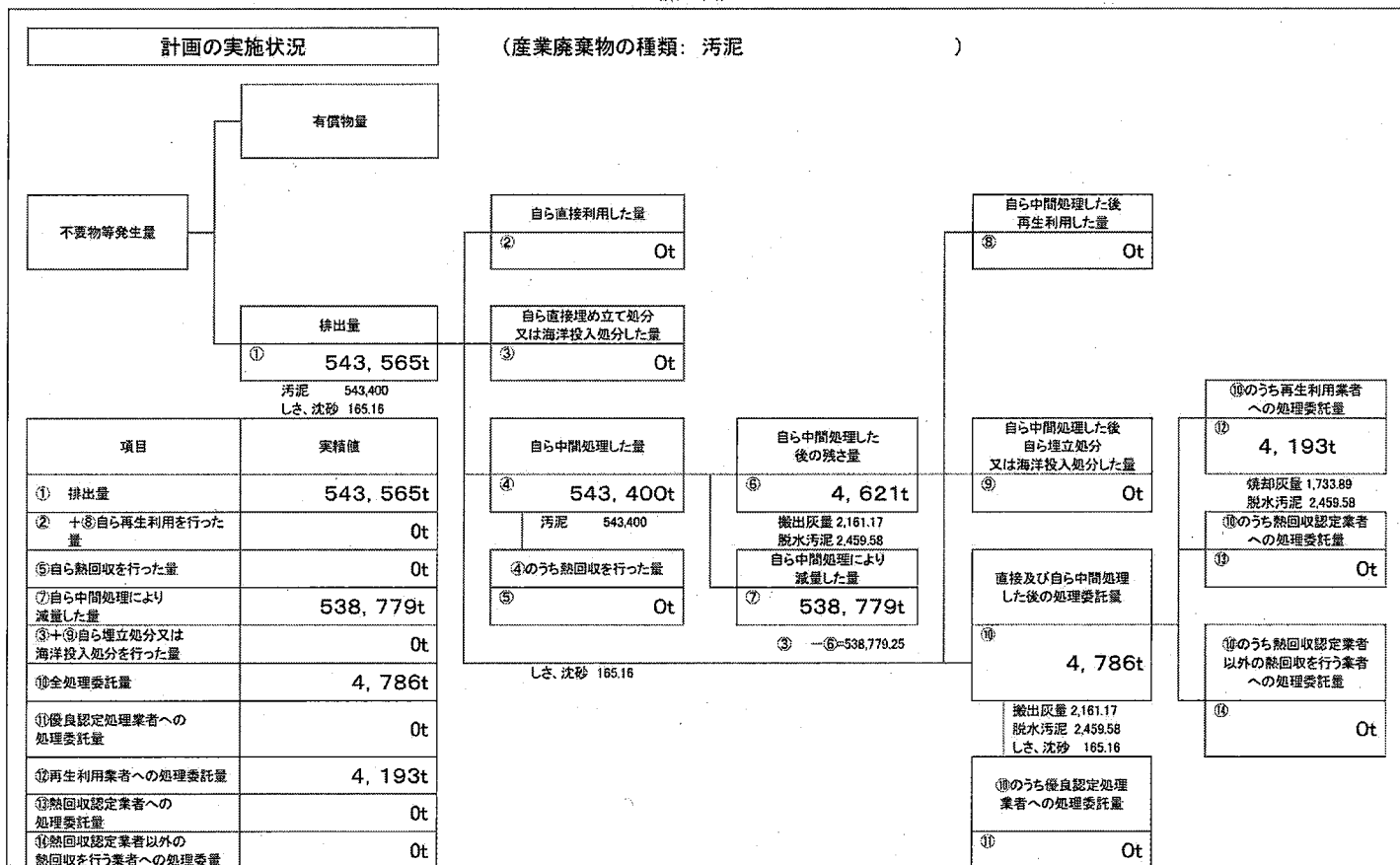
所 長 三室 賢治

電話番号 043-279-1231

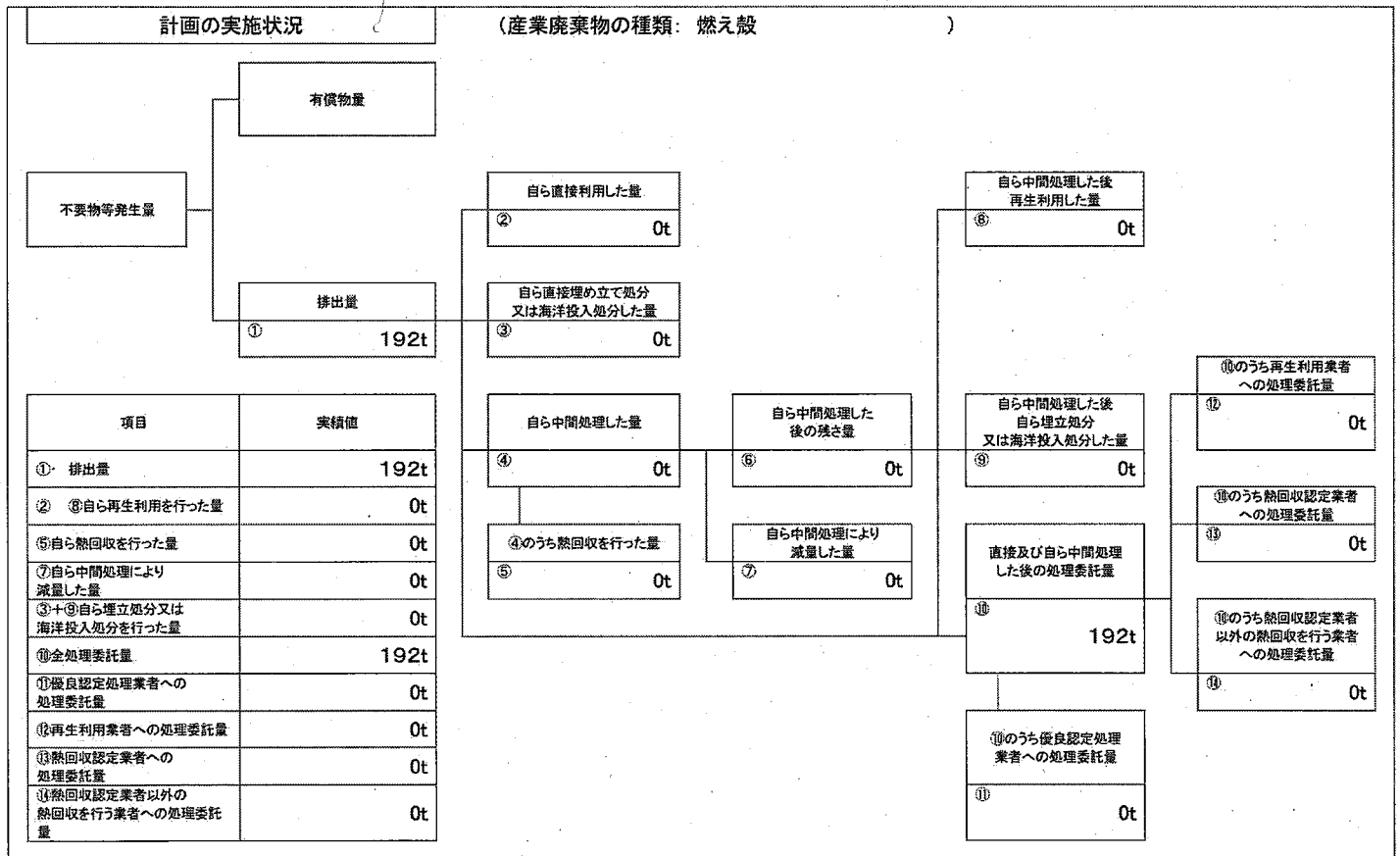
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	印旛沼流域下水道花見川終末処理場		
事業場の所在地	千葉市美浜区磯辺8-24-1		
事業の種類	大分類 電気・ガス・熱供給・水道業 中分類 水道業 小分類 下水道業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	577,790 t	全処理委託量	5,390 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	4,425 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	572,400 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)



(第2面)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

印下第119号

令和7年5月19日

千葉市長 神谷 俊一 様



提出者

住 所 千葉市美浜区磯辺8-24-1

氏 名 千葉県印旛沼下水道事務所

所 長 三室 賢治

電話番号 043-279-1231

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

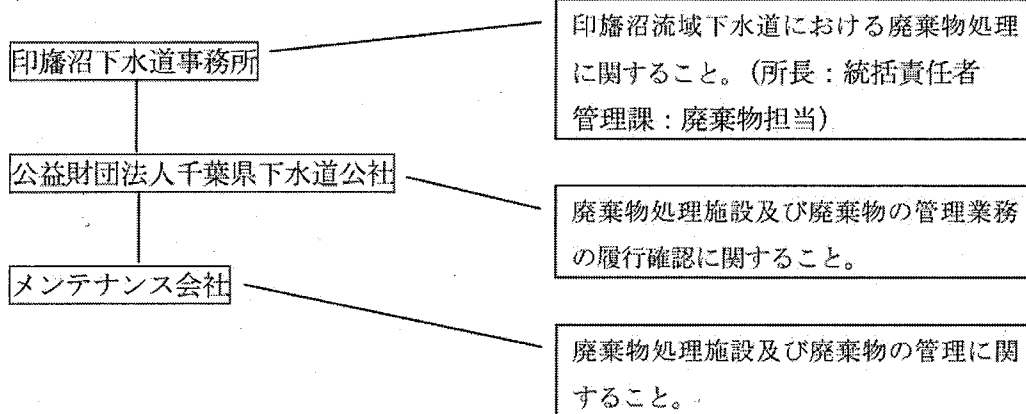
事業場の名称	印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場
事業場の所在地	千葉市美浜区豊砂7
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：電気・ガス・熱供給・水道業 中分類：水道業 小分類：下水道業
② 事業の規模	前年度の汚水処理量 58,755,994 m ³
③ 従業員数	76名 (内訳 下水道公社4名、メンテナンス会社72名)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃えがら
	排 出 量	401, 221 t	84 t
	汚泥=脱水機供給汚泥量401, 123.30+場内発生しき・沈砂97.50=401, 220.80 t 燃えがら=廃珪砂=83.91 t		
	(これまでに実施した取組) ・下水道の整備、普及に伴い、前年度より流入汚水量の増量が見込まれ、排出抑制は難しい。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃えがら
	排 出 量	377, 700 t	120 t
	汚泥=脱水機供給汚泥量377, 600+場内発生しき・沈砂100=377, 700 燃えがら=廃珪砂=120		
	(今後実施する予定の取組) ・汚水の流入の制限はできないため、排出抑制も困難である。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物を種類ごとに分別し、発生した廃棄物の速やかな搬出を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、廃棄物の種類、性状に応じた分別に取組む。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃えがら
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・自社での再生利用はなし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃えがら
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も自社での再生利用計画はありません。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃えがら
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	399,804 t	0 t
	減量分=発生汚泥量-発生焼却灰量=(脱水機供給汚泥量+花二発生しき・沈砂=401,220.80)-焼却灰搬出量1,416.60=399,804.20		
	(これまでに実施した取組) ・脱水及び焼却による発生汚泥の減量化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃えがら
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	376,100 t	0 t
	減量分=発生汚泥量-発生焼却灰量=(脱水機供給汚泥量+花二発生しき・沈砂=377,700)-焼却灰搬出量1,600=376,100		
	(今後実施する予定の取組) ・脱水及び焼却による発生汚泥の減量化を継続します。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃えがら
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・埋立処分場を所有していない。 ・自社での埋立及び海洋投入処分実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃えがら
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も引き続き、埋立処分及び海洋投入処分の予定はありません。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

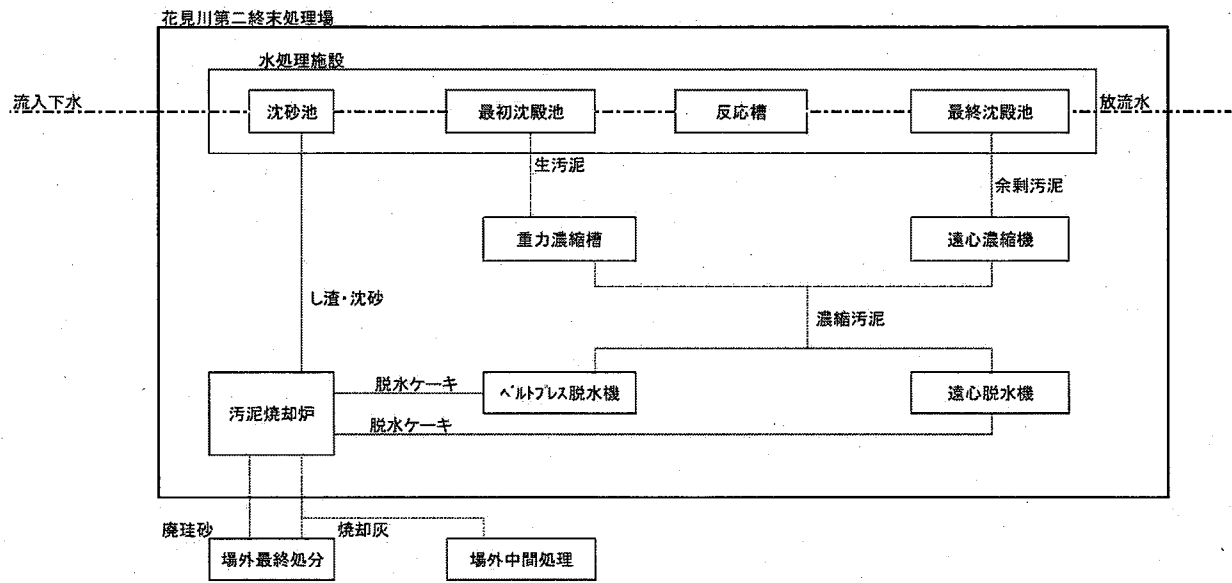
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（焼却灰委託量）	燃えがら
	全処理委託量	1, 417 t	84 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1, 128 t	23 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	全処理委託量=埋立288.18+再利用1,128.42=1,416.60 燃えがら=廃珪砂=83.91		
	（これまでに実施した取組） ・再生利用業者の受入可能量が増えれば、再資源化の推進を図るため、ばいじん、燃えがらを原料として利用している処理業者への委託の割合を増やす。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（焼却灰委託量）	燃えがら
	全処理委託量	1,600 t	120 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	1,120 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	全処理委託量加(加湿割合30%計算)=埋立480+再利用1,120=1,600 燃えがら=廃珪砂=120		
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用業者の受入可能量が増えれば、再資源化の推進を図るため、ばいじん、燃え殻を原料として利用している処理業者へ委託量を増やす。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

印下第119号

令和7年5月19日

千葉市長 神谷 俊一 様



提出者

住 所 千葉市美浜区磯辺8-24-1

氏 名 千葉県印旛沼下水道事務所

所 長 三室 賢治

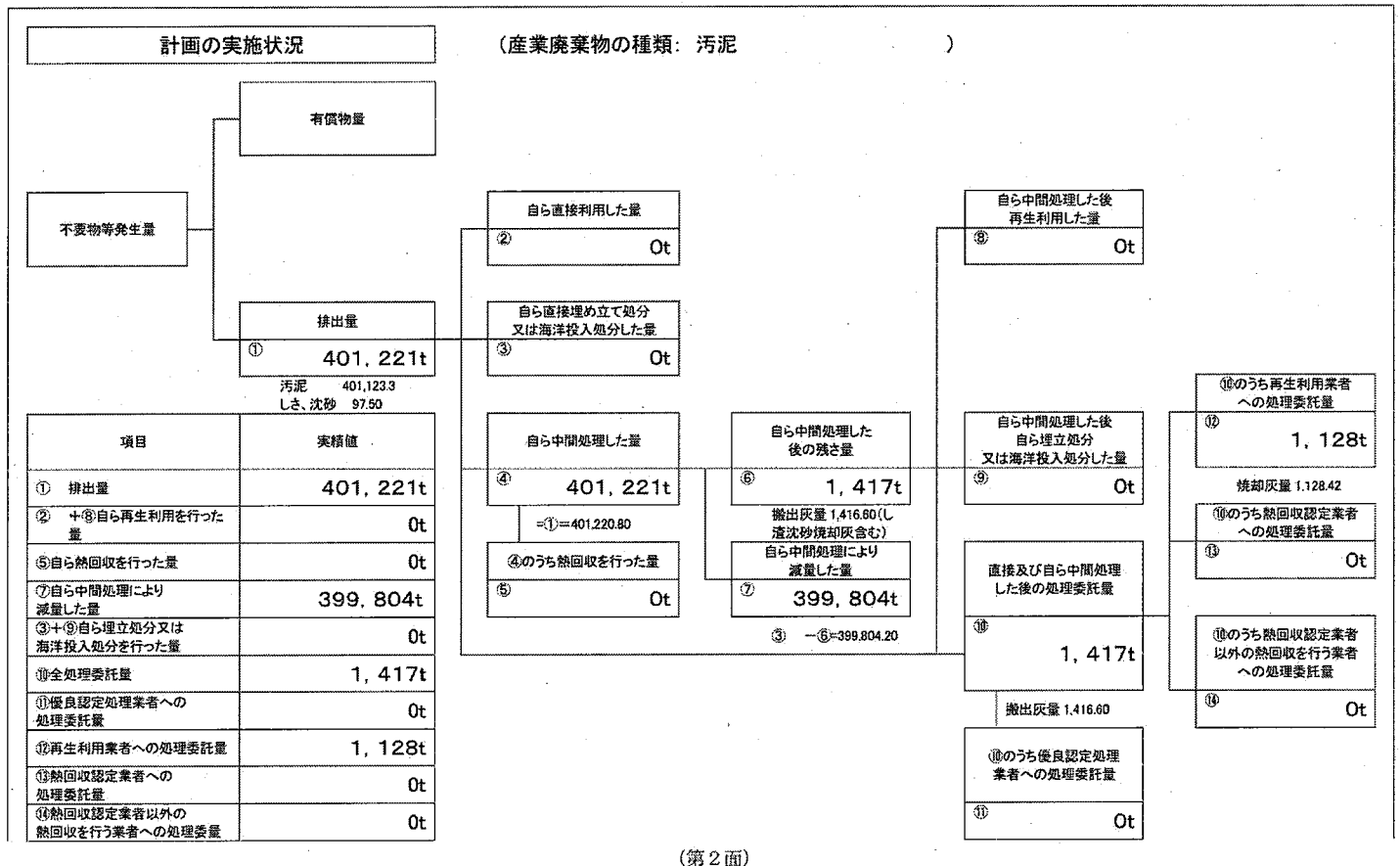
電話番号 043-279-1231

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場		
事業場の所在地	千葉市美浜区豊砂7		
事業の種類	大分類 電気・ガス・熱供給・水道業 中分類 水道業 小分類 下水道業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	371,720 t	全処理委託量	1,520 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	1,050 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	370,200 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

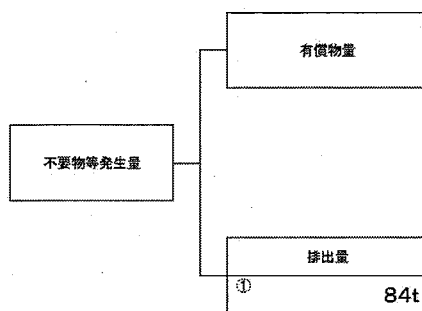
(第2面)



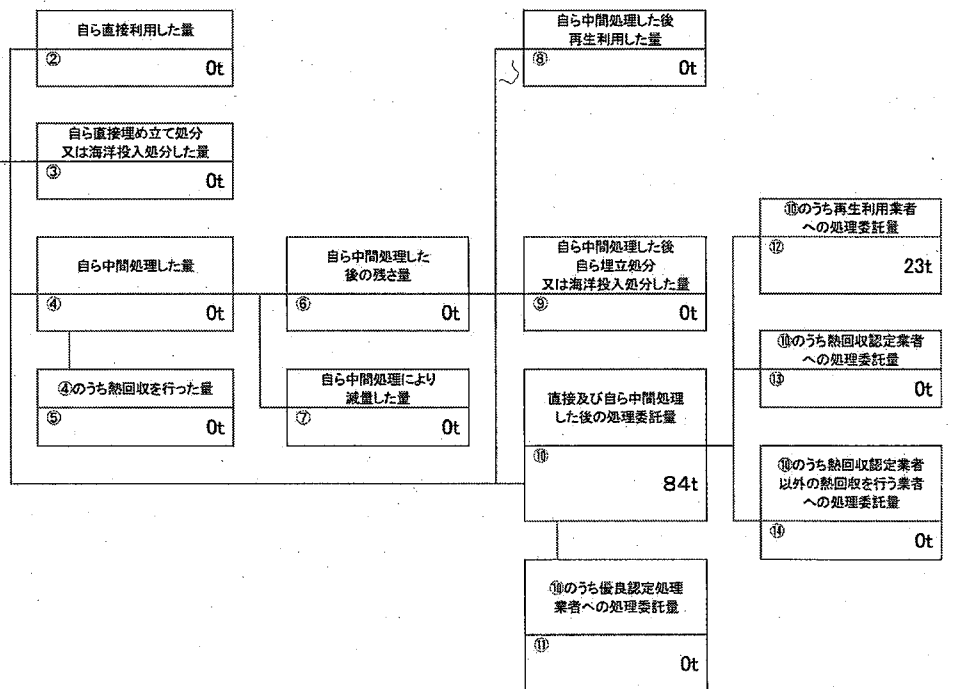
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 燃え殻)



項目	実績値
① 排出量	84t
② ⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑨全処理委託量	84t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0t
⑫再生利用業者への処理委託量	23t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。